

公益財団法人岩手県文化振興事業団第61回理事会議事録

- 1 開催日時 令和4年6月16日(木) 午後3時15分～
- 2 開催場所 サンセール盛岡 1階 エメラルド
- 3 出席者 理事総数 9名
出席理事 9名
理事長 石田 知子 理事 泉 裕之
理事 熊谷 常正 理事 齊藤 邦雄
理事 齋藤 哲子 理事 柴田 和子
理事 高橋 廣至 理事 平野 信二
理事 藁谷 収
監事総数 2名
出席監事 2名
監事 佐々木 恵太 監事 田村 均次
- 4 議長
(代表理事選定まで) 理事 平野 信二
(代表理事選定後) 理事長 石田 知子
- 5 決議事項
議案第1号 理事長(代表理事)の選定について
議案第2号 業務執行理事の選定について
議案第3号 理事長の報酬額について
- 6 報告事項
報告事項 公益財団法人岩手県文化振興事業団組織規程の一部改正について

7 議事の経過の要領及びその結果

定刻、総務部総務課長が理事会は定款第35条の規定に定める定足数を満たしており、適法に成立した旨を告げ、開会を宣し、理事長が選定されるまで、平野理事が議長として議事の進行をすることを求め、全員異議なく承認したため、次の議案の審議に入った。

(1) 議案第1号 理事長（代表理事）の選定について

議長は議案第1号を上程し、総務部総務課長より別紙議案書に基づき説明がなされ、審議の結果、全員異議なく次のとおり選定した。

理事長（代表理事） 住所 紫波郡矢巾町南矢幅 8-360
氏名 石田 知子

ここで、定款第34条の規定により、議長を平野理事から石田理事長へ交代し、以後の議事を進行した。

(2) 議案第2号 業務執行理事の選定について

議長は議案第2号を上程し、総務部総務課長より別紙議案書に基づき説明がなされ、審議の結果、全員異議なく次のとおり選定した。

業務執行理事 住所 紫波郡矢巾町大字藤沢第6地割15番地54
氏名 平野 信二

(3) 議案第3号 理事長の報酬額について

議長は議案第3号を上程し、事務局長兼総務部長より別紙議案書に基づき説明がなされ、石田理事長を除きその賛否を諮ったところ、全員異議なくこれを承認可決した。

8 報告事項

公益財団法人岩手県文化振興事業団組織規程の一部改正について別紙資料に基づき、総務部総務課長より報告があり、これを了承した。

《質問・意見等》

【理事】

確認だが、平泉世界遺産ガイドンスセンターは、現在、県から委託を受けているが、博物館、美術館、県民会館などは指定管理となっている。この二つの制度の関係と、ガイドンスセンターを事業団内部の事業所に格上げする考え方について伺いたい。

【総務部総務課長】

現状を申し上げますと、指定管理となっているのは、県民会館、博物館、美術館の3施設であり、埋蔵文化財センターは管理運営委託という形で、受託事業ということになっている。

平泉世界遺産ガイドンスセンターは、管理運営委託ではなく、展示等のガイドンス部門の事業を受託している状況。実際の施設の管理運営については、県立施設として県が直営で実施している。

来年度以降については、ガイドンスセンターも指定管理に移行するという情報がある。移行すると、施設の管理運営まですべて指定管理者が行うことになるため、事業団としては独立した事業所と位置付ける必要があるかもしれないし、一事業所の内部組織に位置付ける可能性もある。

その辺りは、県の公募の仕方にもよるので、引き続き県の状況を確認しながら検討を進める考えである。

以上をもって議事の全部の審議を終了したので、午後3時35分に閉会を宣し、解散した。

上記議事の経過の要領及び結果を明確にするため、理事長及び監事が記名押印する。

令和4年 月 日

公益財団法人岩手県文化振興事業団 第61回理事会

議 長

印

監 事

印

監 事

印